

参議院選挙区制度の歴史

<明治 14 年（1881）> ○国会開設の勅語が発せられる

<明治 15 年（1882）> ○伊藤博文に対して憲法調査の勅命

○憲法調査の項目の一つに「地方制度ノ事」があり、山縣有朋内務卿が責任者となる。
○我が国地方自治制度の父ともいわれる山縣は、憲法の施行、国会開設に先立ち、まず地方制度をつくり、地方自治の運用に相当の訓練を積み、国民の間に地方自治を通じて公共心を養う必要があると考え、市制、町村制、府県制も含めた、地方制度全体の体系的確立を目指した。
<山縣の考えた地方自治制度を整備することの効果>
・立憲政治の運用のための訓練の場として民衆の公共心を養い行政参加の知識経験を得ること。
・中央における政局の変動の影響を地方行政に波及させないこと。

<明治 22 年（1889）> ○大日本帝国憲法発布

○議院法、衆議院議員選挙法を公布

<明治 23 年（1890）> ○府県制制定

○第 1 回衆議院議員総選挙が実施される

<昭和 21 年（1946）> ○日本国憲法制定（11 月 3 日公布）

<昭和 22 年（1947）> ○参議院議員選挙法の制定

○第 1 回参議院議員通常選挙が実施される。

<昭和 25 年（1950）> ○公職選挙法の制定

<昭和 58 年（1983）> ○最高裁判所大法廷判決要旨

（昭和 52 年通常選挙 最大較差 1 対 5.26 鳥取県対神奈川県）

公職選挙法は、参議院議員の選挙については、衆議院議員のそれとは著しく趣を異にする選挙制度の仕組みを設け、参議院議員を全都道府県の区域を通じて選挙される全国選出議員と都道府県を単位とする選挙区において選挙される地方選出議員とに区分している。そして、右地方選出議員の各選挙区ごとの議員定数を定めた本件参議院議員定数配分規定は、・・・その制定経過に徴すれば、憲法が参議院議員は三年ごとにその半数を改選すべきものとしていることに応じて、各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることとなるように配慮し、総定数一五二人のうち最小限の二人を四七の各選挙区に配分した上、残余の五八人については人口を基準とする各都道府県の大小に応じ、これに比例する形で二人ないし六人の偶数の定数を付加配分したものであることが明らか

～中略～

都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解することができる。そうであるとすれば、公職選挙法が参議院議員の選挙について定めた前記のような選挙制度の仕組みは、国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいえず、国会の有する前記のような裁量的権限の合理的な行使の範囲を逸脱するものであるとは断じえないのであつて、その当否は、専ら立法政策の問題にとどまる

<平成 29 年 (2017) > ○最高裁判所大法廷判決要旨

(平成 28 年通常選挙 最大較差 1 対 3.077 福井県対埼玉県)

政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義、実体等の要素を踏まえて選挙制度を構築することは、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。平成 24 年、26 年の各大法廷判決も、各選挙区の区域を定めるに当たって都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。

参議院議員選挙法案についての大村内務大臣の提案趣旨説明

昭和21年12月4日貴族院本会議

只今上程に相成りました参議院議員選挙法案に付其の提案の理由竝に法案中主要な事項の概略を御説明申し上げます、日本國憲法に於ては、第一に参議院議員は全國民を代表する選挙された議員であること、即ち國民代表であること、第二に、議員及び其の選挙人の資格は、人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は収入に依つて差別してはならないこと、即ち平等選挙であること、第三に、参議院議員の任期は六年として、衆議院議員の任期よりも長期のものとし、且三年毎に議員の半数を改選すること、第四に、参議院には解散のないこと等の基本的事項を明かにして居るのであります。

参議院議員選挙法に於て、参議院議員の組織及び其の選挙の方法を定むるに當りましては、新憲法の是等の基本的事項に則り、新憲法の精神に最も能く合致する制度を採用しなければならない譯であります、而して新憲法が、「國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である」、所の國會を構成するのに衆議院及び参議院の兩院を以てして居りますのは、蓋し兩院制度を採用して長短相補はしめると共に、審議の慎重を期し、以て國權の最高機關たる機能の發揮に遺憾なからしめようとして居るのであります、此の兩院制度の採用の趣旨に顧み、参議院議員の選出方法は衆議院議員とは異つた方法を探り、兩院の構成を出来るだけ異質的のものたらしむべきであるのであります。

～ 中略 ～

次に参議院議員は、地方選出議員と、全國選出議員の二種類に區分を致し、地方選出議員は各都道府縣を一選挙區として選挙し、全國選出議員は全國を一選挙區として選挙することと致しました、地方選出議員に付きましては、原則として府縣の區域を一選挙區として選挙する衆議院議員との間に選挙區構成上差異がないことに相成りますが、第一に各選挙區に於て一時に選挙せられる議員の数が、参議院の場合には、衆議院の場合に比し、遙かに少いことになつて居りますから、此の同一選挙區より選出されましても、参議院議員と、衆議院議員との間には、自ら異つた色彩を有することになるものと期待致されますし、第二に投票方法に於ても、衆議院議員の選挙に於ける連記制に對して、参議院の場合は、單記制を採ることに致して居りますので、兩者は自ら異色を見せることになると考へられるのであります。

～ 中略 ～

以下参議院議員選挙法案の内容に付て、逐次其の概要を御説明申し上げます、第一には参議院議員の定員に付てであります、参議院の地位と職能とに鑑み、議員の定数は衆議院議員に比し相當減少することが適當であると考へられますが、他面議案審査、其の他議院の活動に支障なからしめることが必要でありますから、是等の事情を酌量致しまして、議員定数は之を二百五十人と致したのであります、其中百五十人を地方選出議員とし、各選挙區に於て選挙すべき議員の数は、最近の人口調査の結果に基きまして、各都道府縣の人口に比例して、最低二人、最高八人の間に於て、半数交代を可能ならしめるが爲にそれぞれ偶數となるやうに定めることとし、残りの百人を全國選出議員と定めたのであります。

都道府県別投票率(選挙区)の状況

区 分	①令和元年		②平成28年		③平成25年		①-②	①-③
	投票率%	順位	投票率%	順位	投票率%	順位	投票率%	投票率%
北海道	53.76	7	56.78	15	54.41	15	-3.02	-0.65
青森県	42.94	44	55.31	27	46.25	47	-12.37	-3.31
岩手県	56.55	2	57.78	9	57.53	6	-1.23	-0.98
宮城県	51.17	14	52.39	33	50.75	33	-1.22	0.42
秋田県	56.29	3	60.87	4	56.19	8	-4.58	0.10
山形県	60.74	1	62.22	2	60.76	2	-1.48	-0.02
福島県	52.41	8	57.12	12	54.52	13	-4.71	-2.11
茨城県	45.02	41	50.77	41	49.66	41	-5.75	-4.64
栃木県	44.14	43	51.38	38	49.69	40	-7.24	-5.55
群馬県	48.18	25	50.51	42	51.75	30	-2.33	-3.57
埼玉県	46.48	32	51.94	36	51.21	31	-5.46	-4.73
千葉県	45.28	38	52.02	35	49.22	45	-6.74	-3.94
東京都	51.77	11	57.50	11	53.51	18	-5.73	-1.74
神奈川県	48.73	22	55.46	25	54.47	14	-6.73	-5.74
新潟県	55.31	4	59.77	5	55.82	9	-4.46	-0.51
富山県	46.88	31	55.61	24	50.23	36	-8.73	-3.35
石川県	47.00	30	56.88	14	54.98	11	-9.88	-7.98
福井県	47.64	27	56.50	18	53.78	17	-8.86	-6.14
山梨県	51.56	13	58.83	7	56.65	7	-7.27	-5.09
長野県	54.29	5	62.86	1	57.72	5	-8.57	-3.43
岐阜県	51.00	15	57.74	10	52.97	22	-6.74	-1.97
静岡県	50.46	17	55.76	23	51.09	32	-5.30	-0.63
愛知県	48.18	25	55.41	26	52.65	25	-7.23	-4.47
三重県	51.69	12	59.75	6	57.82	4	-8.06	-6.13
滋賀県	51.96	10	56.52	17	52.96	23	-4.56	-1.00
京都府	46.42	33	51.16	39	52.05	29	-4.74	-5.63
大阪府	48.63	23	52.23	34	52.72	24	-3.60	-4.09
兵庫県	48.60	24	53.74	30	53.02	21	-5.14	-4.42
奈良県	49.53	20	56.89	13	55.54	10	-7.36	-6.01
和歌山県	50.42	18	55.29	28	54.94	12	-4.87	-4.52
鳥取県	49.98	19	56.28	20	58.88	3	-6.30	-8.90
島根県	54.04	6	62.20	3	60.89	1	-8.16	-6.85
岡山県	45.08	40	50.86	40	48.88	46	-5.78	-3.80
広島県	44.67	42	49.58	45	49.99	37	-4.91	-5.32
山口県	47.32	28	53.35	31	50.35	35	-6.03	-3.03
徳島県	38.59	47	46.98	46	49.29	44	-8.39	-10.70
香川県	45.31	37	50.04	43	52.08	28	-4.73	-6.77
愛媛県	52.39	9	56.36	19	49.40	42	-3.97	2.99
高知県	46.34	34	45.52	47	49.89	38	0.82	-3.55
福岡県	42.85	45	52.85	32	49.36	43	-10.00	-6.51
佐賀県	45.25	39	56.69	16	52.51	26	-11.44	-7.26
長崎県	45.46	36	55.89	21	54.04	16	-10.43	-8.58
熊本県	47.23	29	51.46	37	52.30	27	-4.23	-5.07
大分県	50.54	16	58.38	8	53.15	20	-7.84	-2.61
宮崎県	41.79	46	49.76	44	49.82	39	-7.97	-8.03
鹿児島県	45.75	35	55.86	22	50.42	34	-10.11	-4.67
沖縄県	49.00	21	54.46	29	53.43	19	-5.46	-4.43
計	48.80	—	54.70	—	52.61	—	-5.90	-3.81

(再掲)

鳥取県・島根県	52.20	59.52	-	-7.32	-
徳島県・高知県	42.39	46.26	-	-3.87	-

参議院選挙（選挙区）における 一票の較差に関する将来推計について

1 将来推計の方法

- ①各都道府県の人口推計について
2015年（H27）の国勢調査の人口をもとに、
国立社会保障・人口問題研究所が「日本の地域別将来推計人口」
として公表した資料に基づくもの
- ②一票の較差に関する将来推計について
各年の都道府県別推計人口を、現在の選挙区定数で割り、
議員一人当たりの人口が最大となる都県を基準値として「2.00」を
設定し、各都道府県の「議員一人当たり人口」の較差を算出。
※埼玉県はH27の定数を6で算出し、その後、定数8で算出
合区4県は、それぞれ定数2として仮試算
- ③合区の可能性がある県について
人口減少や大都市部への一極集中とともに、
参議院において衆議院と同様の較差是正が進むことも想定し
「選挙区定数2（半数改選時は1人区）」のうち、
一票の較差が2倍を超える県（較差欄の1.00未満が対象）を抽出

2 抽出結果

2025年 15県が合区の可能性がある

秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、
山梨県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、
香川県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県

2035年 20県が合区の可能性がある

青森県、岩手県、秋田県、山形県、富山県、
石川県、福井県、山梨県、奈良県、和歌山県、
鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、
高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県

2045年 21県が合区の可能性がある

青森県、岩手県、秋田県、山形県、富山県、
石川県、福井県、山梨県、奈良県、和歌山県、
鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県

参議院選挙（選挙区）における一票の較差に関する将来推計

（国立社会保障・人口問題研究所の「日本地域別将来推計人口」に基づく推計）

（単位：千人）

	選挙区 定数	2015年（H27）			2025年（R07）			2035年（R17）			2045年（R27）		
		人口	議員一人 当たり	較差	人口	議員一人 当たり	較差	人口	議員一人 当たり	較差	人口	議員一人 当たり	較差
北海道	6	5,382	897	1.48	5,017	836	1.45	4,546	758	1.31	4,005	667	1.18
青森県	2	1,308	654	1.08	1,157	579	1.00	994	497	0.86	824	412	0.73
岩手県	2	1,280	640	1.06	1,162	581	1.01	1,029	514	0.89	885	442	0.78
宮城県	2	2,334	1,167	1.93	2,227	1,114	1.93	2,046	1,023	1.77	1,809	905	1.60
秋田県	2	1,023	512	0.84	885	443	0.77	744	372	0.64	602	301	0.53
山形県	2	1,124	562	0.93	1,016	508	0.88	897	449	0.78	768	384	0.68
福島県	2	1,914	957	1.58	1,733	867	1.50	1,534	767	1.33	1,315	657	1.16
茨城県	4	2,917	729	1.20	2,750	688	1.19	2,512	628	1.09	2,236	559	0.99
栃木県	2	1,974	987	1.63	1,873	936	1.62	1,730	865	1.50	1,561	780	1.38
群馬県	2	1,973	987	1.63	1,866	933	1.62	1,720	860	1.49	1,553	776	1.37
埼玉県	8(6)	7,267	1,211	2.00	7,203	900	1.56	6,909	864	1.50	6,525	816	1.44
千葉県	6	6,223	1,037	1.71	6,118	1,020	1.77	5,823	970	1.68	5,463	911	1.61
東京都	12	13,515	1,126	1.86	13,846	1,154	2.00	13,852	1,154	2.00	13,607	1,134	2.00
神奈川県	8	9,126	1,141	1.88	9,070	1,134	1.97	8,751	1,094	1.90	8,313	1,039	1.83
新潟県	2	2,304	1,152	1.90	2,131	1,066	1.85	1,926	963	1.67	1,699	849	1.50
富山県	2	1,066	533	0.88	996	498	0.86	910	455	0.79	817	409	0.72
石川県	2	1,154	577	0.95	1,104	552	0.96	1,033	516	0.89	948	474	0.84
福井県	2	787	393	0.65	738	369	0.64	680	340	0.59	614	307	0.54
山梨県	2	835	417	0.69	763	382	0.66	684	342	0.59	599	299	0.53
長野県	2	2,099	1,049	1.73	1,958	979	1.70	1,793	897	1.55	1,615	807	1.42
岐阜県	2	2,032	1,016	1.68	1,901	951	1.65	1,735	868	1.50	1,557	778	1.37
静岡県	4	3,700	925	1.53	3,506	877	1.52	3,242	810	1.40	2,943	736	1.30
愛知県	8	7,483	935	1.54	7,456	932	1.62	7,228	903	1.57	6,899	862	1.52
三重県	2	1,816	908	1.50	1,710	855	1.48	1,576	788	1.37	1,431	715	1.26
滋賀県	2	1,413	706	1.17	1,395	697	1.21	1,341	671	1.16	1,263	631	1.11
京都府	4	2,610	653	1.08	2,510	627	1.09	2,339	585	1.01	2,137	534	0.94
大阪府	8	8,839	1,105	1.82	8,526	1,066	1.85	7,963	995	1.72	7,335	917	1.62
兵庫県	6	5,535	922	1.52	5,306	884	1.53	4,949	825	1.43	4,532	755	1.33
奈良県	2	1,364	682	1.13	1,265	632	1.10	1,136	568	0.98	998	499	0.88
和歌山県	2	964	482	0.80	876	438	0.76	782	391	0.68	688	344	0.61
鳥取県	(2)	573	287	0.47	537	268	0.47	495	247	0.43	449	224	0.40
島根県	(2)	694	347	0.57	643	321	0.56	588	294	0.51	529	264	0.47
岡山県	2	1,922	961	1.59	1,846	923	1.60	1,742	871	1.51	1,620	810	1.43
広島県	4	2,844	711	1.17	2,758	690	1.20	2,609	652	1.13	2,429	607	1.07
山口県	2	1,405	702	1.16	1,293	646	1.12	1,166	583	1.01	1,036	518	0.91
徳島県	(2)	756	378	0.62	688	344	0.60	614	307	0.53	535	268	0.47
香川県	2	976	488	0.81	921	461	0.80	853	427	0.74	776	388	0.68
愛媛県	2	1,385	693	1.14	1,274	637	1.10	1,148	574	0.99	1,013	506	0.89
高知県	(2)	728	364	0.60	653	326	0.57	576	288	0.50	498	249	0.44
福岡県	6	5,102	850	1.40	5,043	840	1.46	4,842	807	1.40	4,554	759	1.34
佐賀県	2	833	416	0.69	785	392	0.68	728	364	0.63	664	332	0.59
長崎県	2	1,377	689	1.14	1,258	629	1.09	1,124	562	0.97	982	491	0.87
熊本県	2	1,786	893	1.47	1,691	846	1.47	1,577	788	1.37	1,442	721	1.27
大分県	2	1,166	583	0.96	1,089	545	0.94	997	498	0.86	897	448	0.79
宮崎県	2	1,104	552	0.91	1,023	512	0.89	928	464	0.80	825	412	0.73
鹿児島県	2	1,648	824	1.36	1,511	755	1.31	1,362	681	1.18	1,204	602	1.06
沖縄県	2	1,434	717	1.18	1,468	734	1.27	1,466	733	1.27	1,428	714	1.26
計	148(146)	127,095	871	1.44	122,544	828	1.44	115,216	778	1.35	106,421	719	1.27

※各年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」を出力。

- 1 各年の都道府県別推計人口を、令和元年7月現在の参議院選挙区選出議員定数（※）で割り、議員一人当たり人口を算出。
- 2 議員一人当たり人口が全国で最大となる都県（2015年は埼玉県、2025年以降は東京都）を基準値として「2.00」を設定し、各都道府県の「議員一人当たり人口」の較差を算出。
- 3 「選挙区定数2」の県のうち、「較差」欄が1.00未満の県は、「議員一人当たりの人口」が最大の都県に対して2倍の較差が生じており、衆議院と同様の一票の較差是正が更に進めば、合区の可能性がある。

※ H27の埼玉県については、定数「6」で算出。現合区4県は、便宜上各県ごとの定数を「2」として仮に算出。